

参照条文

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年四月四日法律第三十二号）

第二十条ノ二 環境省令ヲ以テ定ムル鳥獣（其ノ加工品ニシテ環境省令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム）又ハ鳥類ノ卵ハ之ヲ輸出セントスル場合ニ在リテハ本法等ニ違反シテ捕獲又ハ採取ヲ為シタルモノニ非ザル旨ヲ証スル環境省ノ当該職員ノ発行スル証明書、輸入セントスル場合ニ在リテハ適法ニ捕獲若ハ採取ヲ為セル旨又ハ輸出ヲ許可シタル旨ノ当該国政府機関ノ発行スル証明書ヲ添附シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出シ、又ハ輸入スルコトヲ得ズ但シ当該鳥獣ノ捕獲、採取又ハ輸出ニ関スル証明ニ付テノ政府機関ヲ有セザル国ヨリ輸入スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ証明書ノ様式及其ノ交付ノ手續ハ環境省令ヲ以テ之ヲ定ム

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）

第四十七条 法第二十条ノ二第一項ノ環境省令をもつて定める鳥獣、鳥獣ノ加工品及び鳥類ノ卵ハ、次ノとおりとする。

- 一 鳥及びその加工品 ヤマドリ、イカル、コイカル、カワラヒワ、マヒワ、ウソ、イスカ、ミヤマホオジロ、ノジコ、ホオジロ、ヒバリ、メジロ、ヤマガラ、コガラ、ヒガラ、キビタキ、オオルリ、ウグイス、ツグミ、ノゴマ、コマドリ、コルリ及びオシドリ並びにヤマドリ及びオシドリのはく製、標本及び羽毛製品
- 二 獣及びその加工品 キツネ、タヌキ、アナグマ、テン、イタチ、リス、ムササビ及びカモシカ並びにこれらの獣のはく製及び標本並びにタヌキ、テン、イタチ、リス、ムササビ及びカモシカノ毛皮及び毛皮製品
- 三 鳥類ノ卵 各種鳥類ノ卵（絶滅のおそれのある野生動植物ノ種ノ保存ニ関スル法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項ニ規定スル国内希少野生動植物種（同条第五項ニ規定スル特定国内希少野生動植物種を除く。）ノ卵を除く。）